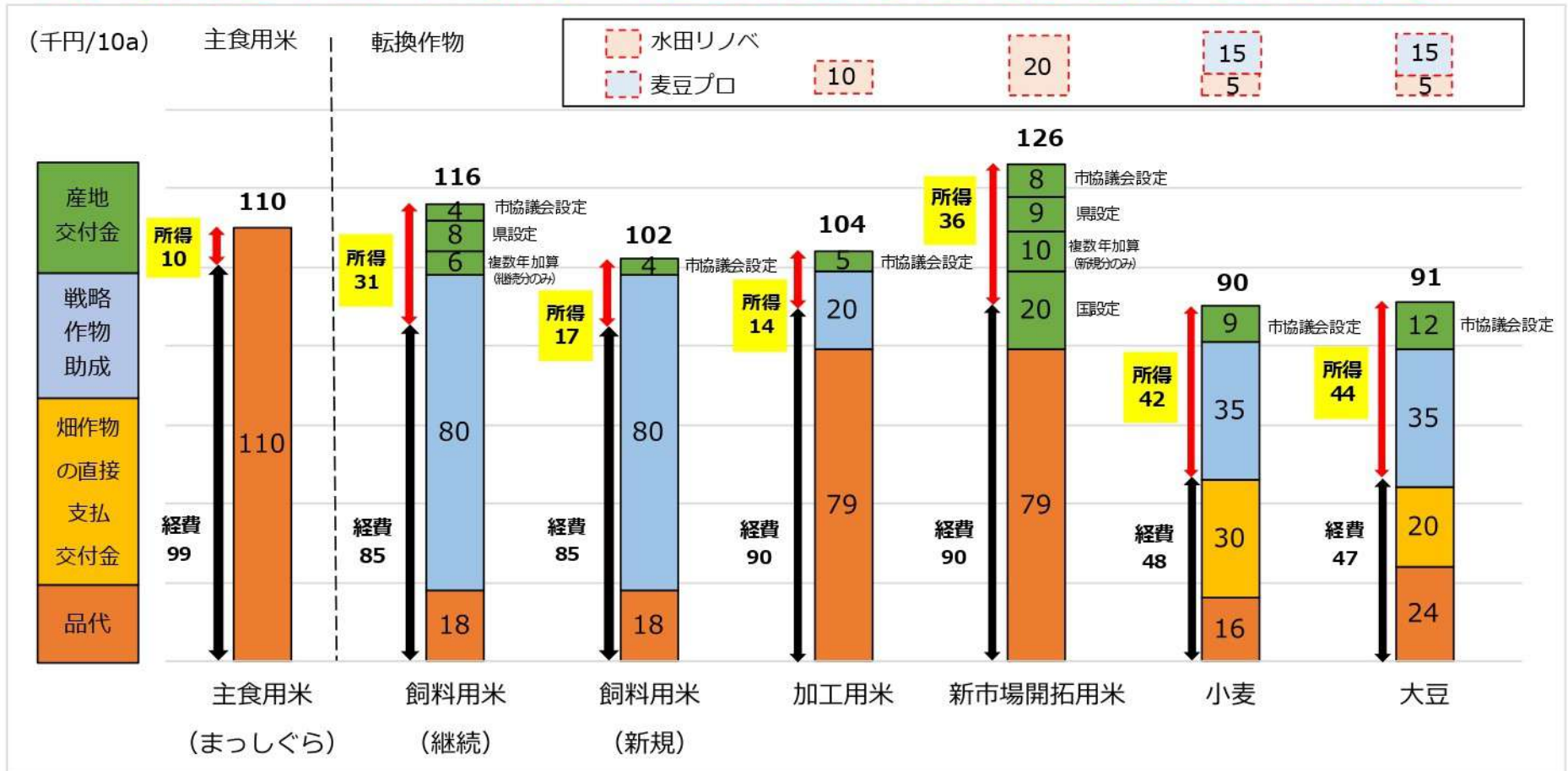


令和4年度における支援単価と所得のイメージ（弘前市）

・ 下記は一定の条件に基づいた試算であり、必ずしもすべての農業者の所得等が下記のとおりとなることを保証するものではありません。



(注) ラウンドの関係で差引が一致しない場合がある。

※1 主食用米の品代は相対取引価格の令和3年産平均価格(出回り～R4.1月まで)及びR4年基準単収(596kg/10a)により算出。

※2 飼料用米の品代は国算出(取組事例のデータ30円/kg)及びR4年基準単収(596kg/10a)により算出。

※3 加工用米・新市場開拓用米の品代は国算出(取組事例のデータ8,000円/60kg)及びR4年基準単収(596kg/10a)により算出。

※4 小麦・大豆の品代は、農産物生産費統計における粗収益のH29～R1の平均(全国田作平均)。

※5 畑作物の直接支払交付金はH29～R1の平均交付単価を使用。

※6 麦豆プロは水田麦・大豆産地生産性向上事業による団地化推進の要件を満たし、新規に営農技術を導入する面積について、事業に採択された場合に支援(最大1.5万円/10a)。

※7 水田リノベ上乗せ分は、水田リノベ単価(麦・大豆・新市場開拓用米:4万円/10a、加工用米:3万円/10a)と、戦略作物助成(麦・大豆:3.5万円/10a、加工用米:2万円/10a)・産地交付金(新市場開拓用米:2万円/10a)の差額(事業に採択された場合)。

※8 経費については、農産物生産費統計の平均(小麦・大豆はH29～R1の全国田作平均、その他はR2の全国平均)及び国の聞き取りによる手数料及び流通保管経費等により算出。

◎問い合わせ先

弘前市農業再生協議会事務局(農政課農産係内)

電話:0172-40-0504